

アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の
財政及び財産に関する最初の手取極

前文

アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、大韓民国大統領から韓国駐在合衆国陸軍部隊
総司令官に於て一九四八年八月九日の書簡及び韓国駐在合衆国陸軍部隊総司令官か
ら大韓民国政府大統領に於て一九四八年八月十一日の書簡にかんがみ、また、ア
メリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政及び財産に関する最初の手取極が望まし
いことにかんがみ、下名は、このために各自の政府の正当な委任を受け、次のとおり協定
する。

第一条

アメリカ合衆国政府は、地方税務署の土地及び建物台帳並びに図面と裁判所の土地及
び建物登記簿とに固有財産として分類されているすべての財産と、これら財産のすべて

の改修物件及び附加物件と、韓国所在台衆國陸軍々政府及び南朝鮮臨時政府のすべて現金及び銀行預金と、現在までにアメリカ台衆國政府によつて韓国経済に供与されたすべての救済復興用需品も含む韓国所在台衆國陸軍々政府及び南朝鮮臨時政府の局、部及び機關が保有するすべての設備、需品及び他の財産とに對してアメリカ台衆國が保有しているすべての權利、権原及び利益を、こゝに大韓民國政府に移転する。韓国警察隊、警察又は沿岸警備隊に供与されたアメリカ台衆國政府の軍用財産は、移転の権限をアメリカ台衆國政府が韓国駐在代表者に与えるに従つて隨時に、大韓民國政府に移転する。軍用財産のこゝ移転は、台衆國々務省海外物資清算委員會事務局を通じて且つ外國清算委員會と大韓民國政府とが同時に締結される個々の協定に従つて遂行する。大韓民國政府は、軍隊撤退の期間中韓国駐在台衆國陸軍部隊の使用のために又はその管理の下に保持する財産が、アメリカ台衆國政府の利用に供され且つ軍隊撤退の期間中アメリカ台衆國政府に無料に保持されることに同意する。大韓民國政府は、A表に明記した財産が無料租借で台衆國政府の一時利用に供されることに同意し、更に、こゝの財産の修理及び維持のための韓国通貨

によるすべての費用を負担することに同意する。大韓民國政府は、南朝鮮臨時政府の朝鮮銀行における当座貸越勘定に對する負債と、韓国所在台衆國陸軍々政府、その機關及び代理機關並びに南朝鮮臨時政府の保証した借款に基く約束と、現在及び将来のあらゆる種類の請求権を含む韓国所在台衆國陸軍々政府及び南朝鮮臨時政府の負担した他のすべての債務を引き受け、且つこれからアメリカ台衆國政府を解除する。

こゝ項は、大韓民國政府に對する援助に關する協定がアメリカ台衆國政府と大韓民國政府とが同時に実施されるに至るまで、効力を有する。また手もとにある又は今後受領される救済復興需品をアメリカ台衆國政府が大韓民國政府に移転する限度までは、こゝ移転は、漸次に秩序正しく行ふ。大韓民國政府は、アメリカの融資による需品について、受領、割当、分配及び會計の責任を負う。韓国所在台衆國陸軍々政府又は南朝鮮臨時政府による救済復興用需品の売却から生じた純収益金及び受取勘定は、大韓民國政府に引き渡される。大韓民國政府は、こゝの収益金を朝鮮銀行の政府名義の特別勘定に預け入れることに同意する。大韓民國政府は、更に、アメリカ台衆國政府が大韓民國政府に移転した又は移転する

ことある政府復興用需品のすべてを売却し、その所得金を、この特別勘定に預け入れ、このに同意する。この特別勘定からの支出は、アメリカ合衆国政府の首席代表者と大韓民国政府との間に合意される目的のために行う。

合衆国は、務省海外物資清算委員会事務局にとつて余剰であることを宣言せしめ、現在までに韓国経済に供与されたある財産を売却から生じた韓国通貨による純収得金及び受取勘定は、この大韓民国政府に移転する。

第二条

アメリカ合衆国政府は、千九百四十五年九月九日とこの協定が実施日との間に引き渡された韓国経済のため日本国からのすべてを輸入品から、同期間中に日本国に積み出された韓国を輸出品への価額を控除したもつについて、決済を行うことに同意する。

第三条

アメリカ合衆国政府は、千九百四十五年八月九日以後、ドイツ国又はその国民、会社、協会、組合若しくは他のドイツ国の団体が全部又は一部を直接又は間接に所有し又は管理し

ていた韓国所在財産を、この、アメリカ合衆国政府の保護から大韓民国政府の保護に移転する。大韓民国政府は、アメリカ合衆国がフランス共和国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と協議して決定する韓国所在ドイツ資産の移転を容易ならしめるため、すべてが必要措置を執ることに同意する。

第四条

アメリカ合衆国政府は、韓国所在合衆国陸軍政府が現在所有し及び保有している朝鮮外国為替銀行の株式を、この銀行のすべてを資産及び負債とともに、この大韓民国政府に移転する。アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国政府の韓国駐在首席代表者と協議して、その同意を得た後においてのみ割り当て及び使用するという条件で、現在この銀行で南朝鮮臨時政府の貸方となっている外国為替の純剰余額を、この大韓民国政府に移転する。アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間に更に合意が成立するまで、現行の外国為替管理は、大韓民国政府が維持する。

第五条

大韓民国政府は、韓国所在合衆國陸軍々政府の命令第三十三号に基いて帰属せられた戦前の公私の日本財産の多分を韓国所在合衆國陸軍々政府の既に行つたものを承認し返認する。この協定の第一条及び第二条に含まれているアメリカ合衆國政府による財産の取得及び使用に關する留保を除外して、帰属せられた未没財産、既得財産の賣買及び売却から生じた支出されたいない純收得金並ひにすべてを受取勘定及び売却契約は、次の方法で大韓民国政府に移転される。

(a) すべて現金、銀行預金又は他の流動資産は、ここに、この協定の実施日に移転される。

(b) 移転されるべき他のすべてを帰属財産は、すべてを入手しうる財産目録、図面、証書又は他の所有権証書とともに、貸借対照表、運営明細書及び既得財産の會計記録を添えて、移転を秩序正しく行いうる限りすみやかに、大韓民国政府に漸次引き渡される。大韓民国政府は、命令第三十三号に基いて現在までに帰属せられた財産でこの条の規定に基いて大韓民国政府に移転された又は移転されるものを、韓国の人民の利

益のために受領し管理する別個の政府機関を設置することに同意する。

大韓民国政府は、この条に従つて大韓民国政府が取得する韓国所在の戦前の日本財産について日本國と戦争状態にあつた國の國民が直接又は間接に有する権利及び利益を尊重し保存し保護する。但し、この権利及び利益が、命令第三十三号の實施日の前に善意の移転によつて合法的に取得されたことを条件とする。

大韓民国政府は、この条に掲げた財産の帰属決定、管理及び多分から生ずる現在及び将来のすべてを請求権を含むすべてを責任から、ここにアメリカ合衆國を解除する。

第六条

日本帝國政府が自國の戦時規則に基いて差し押さへ、没收し又は保護した連合國々民の韓国所在財産は、日本帝國政府によつて敵産として取り扱われ且つ第五条の規定に基いて大韓民国政府に移転される他の者の韓国所在財産とともに、正当の所有者に返還されるまで、大韓民国政府が保護し保存する。但し、所有者が合理的存期間内に財産の返還を要請することを条件とする。大韓民国政府は、所有者と大韓民国政府とが相互に同意によ

り別段の定めがある場合を除き、認定できるすべてのこの種の財産を返還することを約束する。韓国所在合衆国陸軍政府が開始した政策を引き継ぎ、大韓民国政府は、所有者の管理の下に置かれていなかった期間中この種の財産の損害又は損失について、日本帝國政府、機關、代理機關又は國民により戦争用として差し押さえられ、没収され又は保管された韓國人財産の損失又は損害について大韓民国政府が補償を支払うと同程度の程度まで、所有者に補償することを約束する。大韓民国政府は、この協定の実施の日以前にこの条件に掲げた財産の管理から生じた請求権に關する責任から、このに、アメリカ合衆国政府を解除する。

第七條

アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、千九百四十五年九月九日からこの協定の実施の日までに韓国経済のために供与された電力に対して韓国駐在ソヴィエト官憲に支払うべき未払債務の満足を決済をはかることにつき、協力することに同意する。アメリカ合衆国政府は、更に、未払債務の公正な価額をソヴィエト及び合衆国の官憲の代表者が協定したと

きはいつても、この債務を清算することに同意する。

第八條

アメリカ合衆国政府は、千九百四十五年九月九日から千九百四十八年六月三十日までこの期間に韓国経済から韓国駐在合衆国陸軍部隊のためにこの部隊に供与されたすべての貨物、役務及び施設と、アメリカ合衆国の政府、その公務員、雇用員又は機關及び代理機關に対するあらゆる種類のすべての請求で前記の期間中この韓国駐在合衆国陸軍部隊の韓国占領の結果として大韓民国の政府、國民又は他の個人及び団体が提起した又は提起することの出来るものと對して、韓国所在合衆国陸軍政府を通じて、韓国に公正なトル賃価額を償還を行つた。

大韓民国政府は、この支払が前記の期間中に韓国駐在合衆国陸軍部隊によつて使用され、又はこの部隊に供与されたすべての貨物及び役務と、アメリカ合衆国政府、その公務員、雇用員又は機關及び代理機關に対するあらゆる種類のすべての請求で千九百四十五年九月九日から千九百四十八年六月三十日までこの期間合衆国陸軍部隊の韓国占領の結果として大

韓民國の政府、その代理機関、国民又は他の個人若しくは団体が提起し又は提起することのあるものに対し、充分な、最終的な且つ完全な決済となることに同意する。大韓民國政府は、更に、千九百四十八年七月一日前の期間中の韓国駐在合衆国陸軍部隊の韓国占領の結果として生じたあらゆる種類のすべての請求から、アメリカ合衆国政府、その公務員、雇用員若しくは機関及び代理機関、合衆国の国民又は他の個人及び団体を排除し、且つ損害なく決済することに同意する。大韓民國政府は、韓国に対する前記の支払を行わしめた協定を、ここに承認し追認する。

大韓民國政府は、また、「韓国駐在合衆国陸軍々政府資金勘定」という名義の朝鮮銀行当座貸越勘定から使用された資金に対するすべての債務を負担し、且つ、この債務からアメリカ合衆国政府を解除する。大韓民國政府は、韓国駐在合衆国陸軍隊司令部が現在「韓国駐在合衆国陸軍々政府第二資金勘定」という名義の朝鮮銀行当座貸越勘定から引き続いて円を引き出すことに同意し、アメリカ合衆国政府は、この勘定から引き出した円で韓国経済から得たすべての貨物及び役務の公正なドル貨価額を、ドル貨又は他の合衆国貨産

によつて大韓民國政府に支払うことに、ここに同意する。

第九条

(a) 合衆国々務省海外物資清算委員会及び韓国駐在合衆国陸軍々政府を通じてアメリカ合衆国政府が現在までに韓国経済に供与したある財産（この財産の売却から生じた韓国通貨債による純収得金を含む）の対価として、大韓民國政府は、この財産の韓国駐在合衆国陸軍々政府への移転をまかなつた海外物資清算委員会が記録に示す二千五百万ドル相当額をこえない、この財産の公正な価額を、この條の條項に規定した方法でアメリカ合衆国政府に支払うことに同意する。利息は、この財産の総公正価額の未払残高に対して千九百四十八年七月一日から年利五パーセントの率で附され、毎年七月一日を支払期日とし、この日韓国通貨を支払う。第一回支払は、千九百四十九年七月一日に行う。

(b) アメリカ合衆国政府が指定する時期に及び指定する額で、大韓民國政府は、この条に掲げた負債として支払期日つきの残高の全部又は一部を、支払期日がきている未払の利息からるときはこれを含め、この条の(d)に規定した財産について行った貸方を控除して

韓國通貨で支払い、アメリカ合衆国政府は、前記の負債として支払期日をつけている残高を、韓國通貨に対する合衆国ドルとして相当額で貸記する。アメリカ合衆国政府がこうして受領した通貨は、この條の(c)に掲げた規定に従つて使用する。

(c) アメリカ合衆国政府及び大韓民國政府は、この條の(b)に規定したようにアメリカ合衆国政府が受領する韓國通貨とこの條の(d)に規定した利息としてアメリカ合衆国政府が受領する韓國通貨とを、韓國において支出しなければならず、また、次々、ためり支出も含めて韓國におけるアメリカ合衆国政府の支出の全部又は一部の支払のために使用することができることに同意する。

(一) 兩國政府が相互に合意する教育計画

(二) 財産改修物件も含む、有形又は無形の韓國所在の不動産又は動産でアメリカ合衆国政府が関心をもつもの取得。この財産は、第一に、この協定の補足書に掲げた財産を含む。

(d) アメリカ合衆国政府の要請により、大韓民國政府は、アメリカ合衆国政府がこの條の

条項に従つて合意により取得する財産に対する権原を引き渡さなければならない。大韓民國政府がこの財産に対する権原をアメリカ合衆国政府に引き渡したとき直ちに、アメリカ合衆国政府は、この条に基いて、大韓民國政府の勘定にこの財産の協定公正価値額を貸記する。

(e) 兩國政府間の特別協定に規定されている場合を除き、アメリカ合衆国政府は、この條の(b)及び(d)に規定した韓國通貨による支払又は韓國所在財産の権原の引渡しであつて、その総合々計額のうち、七月一日に始まる会計年度中に五百万ドルとこの條の(c)に規定した支払期日をもち且つこの條の(d)に規定したように支払うべき利息との和の相当額をこえているものを、大韓民國政府に要請してはならない。

(f) この協定の条項に基いて大韓民國政府が負担したドル負債の内債相当額は、大韓民國政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によつて計算する。この計算は、各支払の直前に行う。いづれの場合における内債相当額も、各取引の條に第三者が適法に利用する換算率によるところに比べて、アメリカ合衆国政府に不利であつてはならない。

第十條

大韓民國政府は、この協定の条項に基いてアメリカ合衆國政府に供与された設備、需品及び他の財産の再輸出又は転用を許可しないことに、ここに同意する。但し、再輸出又は転用がアメリカ合衆國政府の正当な委任を受けた代表者に承認されたときは、この限りではない。

第十一條

大韓民國政府は、韓國所在合衆國陸軍々政府の現行する法律、命令、条例及び規則並びに（又は）大韓民國政府が廃止し若しくは修正するまでは南朝鮮臨時政府の現行のすべて法律、命令、条例及び規則を、引き続き有効とすることに同意する。

第十二條

相互に満足な友好通商条約の交渉が成立するまで、韓国、締約國は、韓國において合法的業務に従事する連合國々民及び商社が現在享有している権利及び特権が尊重され確認されることに同意した。

第十三條

この協定の条項に基いて大韓民國政府に移転する動産、財産及び運営用施設の行政上の管理は、この協定実施日から三十日以内に又は大韓民國政府がその運営及び責任を負う用意できたとき直ちに、権限を有する大韓民國政府の官吏に漸次に且つ秩序ある方法で引き渡される。但し、帰属財産並びに救済復興用品の行政上の管理は、この協定の實施日から九十日以内に又は大韓民國政府がその運営及び責任を負う用意できたとき直ちに引き渡される。

第十四條

韓國駐在合衆國陸軍部隊が韓國から撤退するまでは、アメリカ合衆國政府及び大韓民國政府は、韓國駐在合衆國陸軍部隊による一定の輸送上、通信上及び他の施設及び業務の利用について韓國駐在合衆國陸軍部隊と韓國所在合衆國陸軍々政府の諸部局との間にあらうかいは行われたすべての協定に拘束され、且つ、これを尊重することに同意する。

この協定は、韓國々民議會がこの協定に同意した旨のアメリカ合衆國政府への正式の通

告と同時に効力を生ずる。

千九百四十八年七月十一日韓國京城において、イギリス語及び朝鮮語と本書三通を作成した。イギリス語及び朝鮮語の本文は、同一の効力を有するが、相違がある場合には、イギリス語の本文による。

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・ジェー・ムツチオ

大韓民国政府のために

リー・ブム・スク

チャン・タイク・サン